

国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価方法書
 審査会(1月20日)での意見に対する事業予定者の見解

資料1-3

番号	項目	審査会(令和3年1月20日等)での意見	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
1	全般 騒音・振動	<p>環境影響評価の手続きにおける予測・評価は、ネガティブな影響についてのみ行うのではなく、ポジティブな影響についても行っていく方向にシフトしている。</p> <p>本事業の対象事業実施区域周辺では、自動車騒音に係る要請限度を超えている地域があるなど、自動車騒音が問題となる地域であることが示されている。本事業の実施に伴う対象事業実施区域およびその周辺における騒音・振動の状況の改善効果も、当該事業の環境影響評価の手続きの中で予測・評価してはどうか。</p>	<p>本事業の実施による現道の国道161号沿道周辺など広域的・総合的な騒音・振動の状況の改善効果については、事業の整備効果として整理することを検討します。</p>	2(1)
2	騒音・振動	<p>「国道8号 彦根～東近江(仮称)」の事業のように周辺に複数の既存道路がある状況とは異なり、本事業の対象事業実施区域およびその周辺の既存道路は現状の国道161号があるのみである。そのため、交通量の分散による騒音・振動の改善効果の予測・評価については、現状の国道161号と新しく設置される国道161号のバイパスの交通量のシミュレーション結果から算出できるものと考えられ、技術的に難しいものではないと思われる。については、積極的に定量的な予測・評価を行うことを検討されたい。</p>	<p>現道交通量の分散に伴う騒音状況の変化については、計画道路と接続する既存道路の影響を考慮して適切に検討します。</p>	2(1)
3※	騒音・振動	<p>騒音に関する既存の測定結果(表4-1-12)について</p> <p>地点1と2で昼夜とも環境基準を超過していること、さらに地点1では要請限度も超過していることが非常に気に掛かる。両地点の調査は平成18年度である。一方、平成28年度に調査された地点3では昼夜とも環境基準を満たしており、地点2よりも昼夜を通してLAeqで8～9dBほど低くなっている。位置関係や現況の道路図面(図4-1-2など)を見る限り、地点2の国道と地点3のバイパスの交通量はほぼ同じか、差があったとしても地点2の方が若干少ない程度と考えられる。そのため、地点2の方が平均車速が速いとしても両地点でLAeqで8～9dBもの差が生じた原因が理解し難い。調査に10年の差があるため、単純に「環境基準を超過している」「要請限度の値を上回っている」の表現に留まらず、10年間で周辺の道路状況や交通量が大きく変化していないのか等、できる限り情報を加えて取りまとめて頂きたい。</p>	<p>環境影響評価方法書における都市計画対象道路事業実施区域およびその周囲の概況については、入手可能な最新の文献その他の資料に記載のある内容を基に記載しています。文献調査ではその詳細な測定位置が明示されておりませんが、周辺の道路状況や交通量に8～9dBの差が生じるほどの変化は確認されておりません。そのため、平成28年度の地点3と平成18年度の調査位置の条件等が異なっていることが原因と推察されます。(道路端の位置が環境施設帯を挟んでいる、いない等)</p> <p>なお、最新の騒音レベルの状況は準備書段階において測定し、その結果を明らかにします。</p>	1(4)

国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価方法書
 審査会(1月20日)での意見に対する事業予定者の見解

資料1-3

番号	項目	審査会(令和3年1月20日等)での意見	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
4	水環境 動物・植物・生態系	白鬚神社周辺の対象事業実施区域は琵琶湖岸に非常に近い地域である。花崗岩質岩石にトンネルを掘るということだが、地下水の流れや湧水などに影響を与える恐れがあると考えられる。魚類や水生生物の調査は5河川とその河川の出口付近で行うということであるが、白鬚神社周辺では琵琶湖への湧水や地下水の流れの変化や、琵琶湖側での生物相にも注意して調査を行ってほしい。	トンネルについては、地山の支保機能を前提とした山岳トンネル工法を採用する計画としています。吹付コンクリートを実施することで岩盤との隙間を減らし、トンネル内部への漏水や地下水の流れへの影響を防ぐことで、地下水の水位への著しい影響は生じないと考えております。 なお、事業実施段階において、地下水の水位の監視等を行います。琵琶湖への湧水に本事業が影響を与えるおそれがあると認められる場合には必要に応じて検討を行います。	1(5), 2(2)
5	動物・植物・生態系	動物・植物・生態系などの項目に係る調査地点について、具体的な内容が方法書に記載されていない。 動物・生態系の調査地点・調査手法・調査期間等の設定にあたっては、その環境に生息する動物・生態系の状況が十分把握できるよう、適切に設定されたい。例えば、方法書4-89~4-92、6-23に生態系の類型区分ごとに生息することが想定される動物種が記載されているが、それぞれの環境に生息することが想定される動物種に合わせた調査地点・調査手法・調査期間等を設定し、見落としがないように配慮されたい。	動物・生態系の調査地点・調査手法・調査期間等の設定にあたっては、生態系の類型区分ごとに、それぞれの環境に生息することが想定される動物種に合わせた調査地点・調査手法・調査期間等を設定します。	1(4), 1(6)

国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価方法書
 審査会(1月20日)での意見に対する事業予定者の見解

資料1-3

番号	項目	審査会(令和3年1月20日等)での意見	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
6※	景観	p.4-164に、調査区域における景観計画を記載されているが、高島市・大津市両市の景観計画区域に指定されている旨の記述にとどまっており、それぞれの景観計画において対象地域がどのような景観を目指すべきと記載されているのかについて、方法書中のどこにも明記されていないことが問題である。例えば高島市では、湖岸を広域に景観形成推進区域のひとつである「水辺景観地区」に指定し、まちなみや人々の営みの風景の価値に言及している。大津市では「比良山系地区」、「田園集落景観地域」、などの項目で、山腹の自然環境や緑地景観、山並み・農地・集落と一体となった農村景観の保全が必要としている。両市の景観計画は、規制面では建築物や工作物を主対象としているが、本件のような大規模土木事業においては、その理念を十分に踏まえた計画や設計が必要であることは言うまでもない。	景観についての予測および評価に当たっては、各市に適用される景観計画等、対象事業実施区域およびその周辺の景観形成に関する方針を十分踏まえて適切に検討します。	2(4)
7※	景観	p.4-97以降、地域の景観特性に、先述の意見のように、対象区域が県・市の景観計画内でどのような地域・地区に分類され、かつどのような景観形成指針となっているのかについて、記載すべきである。	環境影響評価準備書において、ご指摘いただいた内容を追記します。	2(4)
8※	景観	表4-1-46で眺望点として挙げられているものが文化財やレクリエーション施設のみであり、また表4-1-47で景観資源として挙げられているものが自然構成要素や重要文化的景観・日本遺産といった文化財のみである。しかし両市の景観計画に照らしてみれば、当地域の景観の価値は、湖岸のくらしの風景や農村集落、田園風景といった、名もない景観、もしくは文化財行政としては未指定の景観にこそ認められている。これらの保全にも資するように、影響評価対象を再考すべきではないか。例えば鵜川周辺の棚田景観なども、保全すべき対象として記載することが望ましい。	景観の予測および評価の対象とする眺望点及び景観資源については、滋賀県環境影響評価技術指針(平成11年滋賀県告示第124号)に基づき、「主要な眺望点」及び「主要な景観資源」を抽出しています。あわせて、地域の景観の観点から主要な眺望点については自治体にヒアリングの上抽出します。今後にも必要に応じて関係自治体・関係機関の協力を得ながら調査を進めます。	2(4)
9	廃棄物等	トンネル構造となる区間が1km程度存在することから、切土や森林の伐採により、相当量の土や木材が発生すると考えられる。工事の実施に伴い発生する土や木材の有効利用を図り、廃棄物の発生量の低減に努められたい。	工事の実施に伴い発生する土や木材については有効利用を図り、廃棄物の発生量の低減に努めます。	2(5)

※審査会後の追加意見